最終更新日：2015年7月7日
東京鐵鋼株式会社
代表取締役社長　吉原　毎文
問合せ先：03-5276-9700
証券コード：5445
http://www.tokyotekko.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、株主・顧客・従業員・地域社会などのステークホルダーとの関係の中で、経営の健全性、透明性を確保し、企業価値を高める為には、コーポレート・ガバナンスの充実が経営の重要課題と認識しています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新	20%以上30%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO)	4,387,000	9.37
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	3,250,000	6.94
合同製鐵株式会社	2,300,000	4.91
株式会社三井住友銀行	2,262,000	4.83
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,205,000	4.71
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	1,241,000	2.65
朝日工業株式会社	930,000	1.99
MELLON BANK TREATY CLIENTS OMNIBUS	624,500	1.33
BNY FOR GCM CLIENT ACCOUNTS (E) BD	576,235	1.23
大陽日酸株式会社	499,916	1.07

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	鉄鋼
直前事業年度末における（連結）従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	11 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
澤田　和也	弁護士											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
澤田　和也	○	独立役員に指定しております。 〈略歴〉 平成4年4月弁護士登録 同　8年4月馬場・澤田法律事務所入所（現） 同17年4月慶應義塾大学大学院法務研究科（法科大学院）教授 同23年9月株式会社アルフレックスジャパン社外監査役就任（現） 同24年6月当社社外監査役就任 同26年6月当社社外取締役就任（現）	〈招聘理由〉 弁護士としての豊富な経験と高い見識を当社の経営に活かし、コーポレートガバナンスの強化をはかるため。 〈独立役員指定理由〉 澤田和也氏は弁護士として、大株主企業、主要な取引先の出身等ではなく独立性が高いことから独立役員に指定しました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

会計監査人による決算関連監査時や実地棚卸時等に、監査役は会計監査人から監査結果の報告を受ける他、意見交換を行っています。平成27年3月期には意見交換の場を年間11回持ちました。
内部監査室は内部監査の実施計画や監査結果を都度監査役に報告しています。
平成27年3月期は月1回程度の頻度で報告がなされました。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
園部　洋士	弁護士													
高原　正彦	他の会社の出身者							△			△			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
園部　洋士	○	〈略歴〉 平成6年4月 弁護士登録 同6年4月 須田清法律事務所入所 同13年10月 林・園部・藤ヶ崎法律事務所（現　林・園部法律事務所）開設（現） 同22年3月 日本管理センター株式会社社外監査役就任（現） 同25年3月 株式会社レッグス社外監査役就任（現） 同26年6月 当社社外監査役就任（現）	〈招聘理由〉弁護士としての法的な専門性を有しており、業務執行の適法性や妥当性チエックなど監査体制の強化をはかるため。 〈独立役員指定理由〉 園部洋士氏は弁護士として、大株主企業、主要な取引先の出身等ではなく独立性が高いことから独立役員に指定しました。
高原　正彦	○	独立役員に指定しております。 〈属性〉 過去に主力銀行である三井住友銀行の業務執行者でありました。また、過去に取引先である銀泉株式会社の業務執行者でありました。銀泉株式会社との取引額は僅少であります。 〈略歴〉 平成7年6月　株式会社さくら銀行理事・神田支店長 同13年8月　株式会社陽和専務取締役 同15年2月　銀泉株式会社専務取締役 同21年6月　銀泉株式会社退任 同26年6月　当社社外監査役就任（現）	〈招聘理由〉 長年の銀行業務経験による専門知識と、事業会社経営者としての豊富なビジネス経験を当社の監査に活かし、監査機能強化をはかるため。 〈独立役員指定理由〉 主力銀行である三井住友銀行を退社して10年以上経過していること、また取引先である銀泉株式会社との取引は僅少であることから、一般株主との利益相反の生じるおそれがなく、独立性を有していると判断し、独立役員に指定しました。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しています。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

役員賞与支給がインセンティブになると考えている。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

個別報酬の開示はしていない。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

平成27年3月期
取締役報酬　303百万円
監査役報酬　 46百万円

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

監査役会がその職務の補助を必要とする場合には、内部監査室が監査業務を補助する体制をとっています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は取締役会、監査役会を設置しております。取締役は11名で、うち社外取締役は1名、監査役は4名で、うち社外監査役は2名です。社外取締役・社外監査役は全員独立役員に指定しております。
取締役会は、法令または定款に規定された事項、及び経営上の重要事項の報告、審議、決議を行っております。社外取締役から客観的立場での発言がなされるほか、監査役の意見を積極的に求めることとしており、客観的、合理的な判断の確保に努めております。
監査役会は、経営の日常的な活動全般にわたり監視することを基本としております。監査方針・監査計画に基づき取締役会、その他の重要な会議への出席、取締役・重要な使用人からの業務執行状況の聴き取りや、稟議書類の閲覧等を通じて、適法性のチエックを行なっております。また、会計監査人と定期的な情報交換を行うとともに、監査結果の報告を受けるなど緊密な連携をとっております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は事業の持続的な発展、企業価値の向上には、当社業務に精通した取締役を主に独立した立場の社外取締役が加わる取締役会が、的確・迅速な業務意思の決定と経営監督機能を担い、監査役会が、半数を占める社外監査役の各分野での豊富な経験、高い見識に基づき、公正かつ独立した立場から監査を行う体制が有効と考えています。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IRに関する部署（担当者）の設置	取締役IR担当執行役員をIRの担当窓口としている。	
その他	投資家への個別訪問等による会社概要・決算内容等の説明を行なっている。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	東京鐵鋼企業行動憲章において規定。
環境保全活動、CSR活動等の実施	・ISO14001を取得し、計画的に環境保全活動に取り組んでいる。 ・環境報告書を作成し、ホームページにて公表している。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況
（基本的な考え方）
　取締役会で決議した内部統制基本方針に沿って、内部統制システムの整備を進めていきます。
（内部統制基本方針）　当社は、会社法及び会社施行規則に基づき、以下のとおり、当社及び当社子会社からなる企業集団（以下「当社グループ」という）の業務の適正を確保するための体制を整備する。

1. 当社グループの取締役及び使用人等の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
（1）取締役会は社外取締役を含む取締役で構成し、法令、定款及び「取締役会規程」その他の社内規程等に従い重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督する。
（2）監査役は「監査役会規程」、「監査役監査基準」に則り取締役の職務執行を監査する。
（3）当社グループのコンプライアンス体制の基礎として、「企業行動憲章」を制定し、代表取締役社長が繰り返しその精神を当社グループの役職員に伝えることにより、法令及び定款の遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底する。
（4）当社にコンプライアンス委員会を設置し、当社グループの役職員全員がコンプライアンスを確実に実践することを支援・指導する。
委員会の活動状況については、定期的に取締役会及び監査役会に報告する。
（5）当社グループに関する法令違反その他のコンプライアンスに関する事実について、当社内部及び外部に通報窓口を設ける。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
　　取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程に従い保存・管理し、10年間は閲覧可能な状態を維持することとする。

3. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
（1）当社グループのリスク管理体制を「リスクマネジメント規程」として定め、重要なリスクと認識する生産設備、安全、品質、環境の4つの領域をカバーする中央生産設備管理委員会、中央安全衛生管理委員会、中央品質保証委員会及び中央環境管理委員会を設置し、これらを統轄する責任者として取締役から選出した最高リスク管理責任者を置く。
（2）リスクが現実化し、重大な損害の発生が予測される場合には、最高リスク管理責任者は速やかに取締役会、監査役会に報告する。
（3）緊急時における情報の伝達ルート及び対応組織を定め、適切に対応する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
（1）取締役の職務の執行については「役員執務規則」その他の社内規程に従い、それぞれの分担を明確にし効率的に行われることを確保する。
（2）取締役が全社的な目標を共有すると共に、具体化された部門目標の達成に向けて効率よく業務が執行されるよう、総合予算制度を運用する。目標達成の進捗状況については、毎月開催する定時の取締役会でチェックする。
（3） 取締役会での意思決定を効率的に行うため、重要事項については事前に経営会議において審議する。

5. 子会社の業務の適正を確保するための体制
（1）「グループ会社管理規程」に基づき子会社を統括する部門が経営管理、経営指導にあたるとともに、子会社に取締役及び監査役を派遣して業務の適正を確保する。
（2）定期的にグループ会社営業報告会を開催し、各社の業務運営状況をチェックする。
（3）当社内部監査担当部門は、各社の業務が適正に執行されているかを監査し、結果を取締役、監査役に報告する。
（4）「財務報告に係る内部統制規程」を制定し、財務報告の信頼性を確保する。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
（1）監査役会がその職務を補助すべき使用人（以下「補助使用人」という）を必要とする場合は、内部監査担当者がその任にあたるものとする。なお、さらに必要がある場合には、別途、適切な者を選任する。
（2）内部監査担当者の人事異動、人事評価、懲戒については、監査役会の承認を得なければならないものとする。
（3）補助使用人はその業務を行うにつき監査役の指揮命令に従うものとし、取締役及びその他の業務執行組織の指揮命令は受けないものとする。

7. 当社グループの取締役及び使用人等が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制及び報告したことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
（1）当社グループの役職員は、法令、定款違反または当社グループに著しい損害を及ぼす可能性のある事実を発見した場合には直ちに監査役会に報告する。
（2）当社グループの役職員は、当社グループに関する法令違反その他のコンプライアンスに関する事実について、監査役に通報できる。
（3）前二号の報告をした当社グループの役職員に対し、報告したことを理由として不利益な処遇を一切行わない。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
（1）監査役会は、代表取締役、会計監査人、内部監査担当部門とそれぞれ定期的に意見交換会を開催することとする。
（2）監査役が職務を執行する上で必要な費用の前払い等の請求をした時は、速やかに当該費用又は債務を支払うものとする。

（整備状況）
- 平成18年3月 内部通報処理規程制定
- 平成18年5月 東京鐵鋼企業行動憲章制定、
  内部統制基本方針制定（最終改正平成27年5月）
- 平成18年6月 コンプライアンス委員会設置
- 平成19年3月 文書管理規程改正
- 平成19年7月 中央生産設備管理委員会を設置
- 平成20年10月 財務報告に係る内部統制規程制定
- 平成24年1月 コンプライアンスハンドブックを改訂し説明会を実施
- 平成25年5月 社外（弁護士事務所）に内部通報窓口を設置

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

東京鐵鋼企業行動憲章に次のとおり定めてあります。
「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体には毅然たる態度で対応します。」これを受けて、コンプライアンスハンドブックの中で、反社会的勢力や団体との一切の関係を遮断すること、利益供与を行わないこと、を全員に周知徹底しております。
また、社内でこれに反する行為を察知した場合には、内部通報処理制度を活用し、早期に解決を図ることとしております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

---

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

当社では、社内規程「内部者取引管理規定」において、社内各部門で発生した重要情報の管理、伝達、開示について定めておりますが、これらが確実に、かつ迅速に行なえるよう情報管理責任者及び情報管理担当者を設置しております。
（情報管理責任者）
重要情報を統括して管理する者で、総務部門担当取締役がこれに当たることになっております。平成27年6月30日現在では取締役上席常務執行役員がこの任に当たっており、合わせて東京証券取引所への情報取扱責任者を兼ねております。
（情報管理担当者）
各部門における重要情報を管理する者で、各部門を統括する担当取締役（子会社においては各社の社長）がこれに当たっております。 また、（1）発生事実、（2）決定事実・決算に関する情報発生から開示までの流れはそれぞれ次のとおりとなっております。
（1）発生事実
社内各部門（子会社含む）で情報が発生した場合、情報管理担当者から、情報管理（取扱）責任者に報告され、情報管理（取扱）責任者は「適時開示規則」に照らし、開示の必要性を判断すると共に、社長他役付役員へ報告し、開示内容について承認を得た上で、東京証券取引所へ開示いたします。
（2）決定事実及び決算情報
社内規定「取締役会規程」において、取締役会の決議事項が定められており、「適時開示規則」に定められた事項（決算に関する情報を含む）を取締役会で決議した場合には、情報管理（取扱）責任者が速やかに東京証券取引所へ開示いたします。

当社のコーポレート・ガバナンスの体制

